

「身近な印紙税」

税理士

権藤 隆彦

ここ数年、異常気象が伝えられています。本年も、2月・3月の大雪と寒波、7月は「災害級」の西日本豪雨、埼玉県熊谷市では国内最高の気温41・1度を観測するなど、そして8月は気象庁が「異常気象の連鎖」と見解を述べるほどの猛暑・豪雨・台風(迷走あり、5日間連続発生)の天候でしたが、皆様はいかがお過ごしでしたか。

今回は、私共にとつて身近な印紙税を紹介します。ご存じのように印紙税は、各種の契約書・領収証・通帳など日常の経済取引に際して作成される文書に係る税金です(「文書課税」と言われています)。課税物件表に掲げられた第1号の1不動産の譲渡から第20号(「判取帳」文書まで)が課税対象)。納税は課税文書の作成者が、納付すべき印紙税に相当する金額の収入印紙を貼り付け納付する、自主納付方式です。

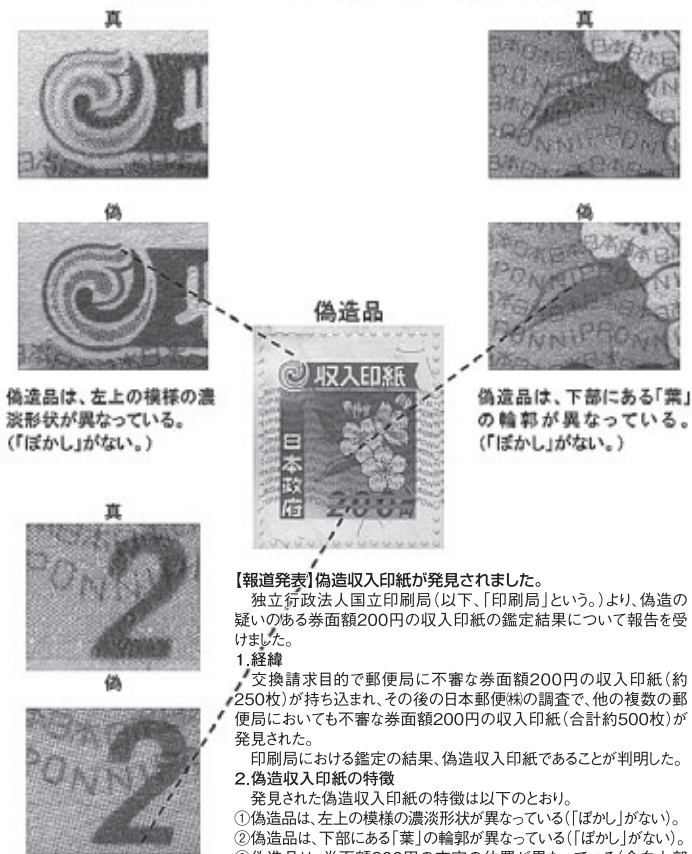
ところがその収入印紙について、昨年末に国税庁は、偽造が発見されたと報

道発表しました。券面額200円の収入印紙約500枚が複数の郵便局に持ち込まれ、独立行政法人国立印刷局が鑑定した結果、偽造と判明し、その特徴を紹介しています(図参照)。これらの収入印紙は交換請求目的で持ち込まれています。

現在の印紙税は、明治6年(1873年)に印紙帖用心得方規則として制定されたものです。実は印紙税は、西欧で実施されていた税制を最初に導入したケースです。

因みに印紙税は1624年オランダで誕生しています。当時オランダでは、スペインからの独立戦争が財政を圧迫していました。財源調達のため懸賞金付きでアイデアを募集、そのキャッチフ

券面額200円の偽造収入印紙の特徴



偽造品は、左上の模様の濃淡形状が異なっている。「ぼかし」がない。

偽造品は、下部にある「葉」の輪郭が異なっている。「ぼかし」がない。

偽造品は、200円の料額文字の位置が異なっている。(余白上部と接していない。)

【報道発表】偽造収入印紙が発見されました。
独立行政法人国立印刷局(以下、「印刷局」という。)より、偽造の疑いのある券面額200円の収入印紙の鑑定結果について報告を受けました。

1. 経緯
交換請求目的で郵便局に不審な券面額200円の収入印紙(約250枚)が持ち込まれ、その後の日本郵便株式の調査で、他の複数の郵便局においても不審な券面額200円の収入印紙(合計約500枚)が発見された。

印刷局における鑑定の結果、偽造収入印紙であることが判明した。

2. 偽造収入印紙の特徴

発見された偽造収入印紙の特徴は以下のとおり。

- ①偽造品は、左上の模様の濃淡形状が異なっている(「ぼかし」がない)。
- ②偽造品は、下部にある「葉」の輪郭が異なっている(「ぼかし」がない)。
- ③偽造品は、券面額200円の文字の位置が異なっている(余白上部と接していない)。

※上記の特徴を有する不審な収入印紙を見つけた際は、お近くの警察署までお知らせください。

平成29年12月26日 国税庁

リースは「国民に重税感を与えない税金の考案」でした。これに当選したのがヨハネス・ファン・デン・ブルックです。この方は

税務職員で、後に印紙税局長になります。残念ながら賞金の年金を受けとることなく亡くなっています。



イラスト／永美ハルオ

他にも印紙税に係る戦争もあります。アメリカ独立戦争の口火となった「ボストン茶会事件」です。イギリスは1765年10月、北米13の植民地に「印紙条令」を出し、証券・手形・新聞・ランプ等に印紙を貼るよう求めました。13の植民地はイギリスの議会に代議員を送っていないので、「代表権なければ課税なし」と主張し反対しました（結果は、同条令は3ヶ月で廃止されています）。

話は変わりますが、商品券・ビール券等は印紙税法上「物品切手」とされています。なぜ切手でないのに切手と表示されているのでしょうか。この名称は、明治32年制定された印紙税法に残っています。それ以前は前身の証券印紙規則に「諸税切手」「食類切手」の名称が記録されており、この文言が継承されたものと思われます。珍しいところでは江戸時代、大阪の菓子屋が「饅頭切手」なるものを発行しています。郵便切手が切手の総称となったのは、明治の初め郵便事業が開始されてからと言われ、現在に至っています。

印紙税は、文書の作成者が納税者となり課税の判断をします。現在の経済取引は多種多様かつ複雑多岐に及びます。時として作成者（納税者）は課税文書の判断に苦労しているかも知れません。身近な取引でもその実態を把握する事が必要です。

法人税法上、未使用の収入印紙は貯蔵品であり、消費税法では郵便局等一定の場所で販売される郵便切手の譲渡は非課税ですが、「切手・コイン商」が収集品として取引するものは課税対象です。印紙税の改正は少なく、平成30年度の改正でも「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特別措置適用期限が2年間延長する」というもののみです。

営業・経理部課の皆様、極めて身近な所で発生しています。皆様が少しでも印紙税になじまれる事を期待しています。それでは次の機会まで。